



鳥取県公報

平成14年11月5日(火)
号外第156号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 監査結果の公表(5) 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、平成13年度に係る財務に関する事務の執行等について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成14年11月5日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 中 尾 享
鳥取県監査委員 湯 原 俊 二

1 報告

(1) 監査の概要

ア 監査の対象及び視点

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査について、次の視点により実施した。

- (ア) 財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (イ) 経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか。

イ 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

(ア) 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

(イ) 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

ウ 監査実施機関の数

| 区 分 | 監査対象 機関の数 | 監査実施 機関の数 | 左 の 内 訳 | |
|---------|--------------|--------------|---------|------|
| | | | 実地監査 | 書面監査 |
| 知 事 部 局 | 119 | 119 | 105 | 14 |

| | | | | |
|-------------|-----|-----|-----|----|
| 企 業 局 | 4 | 4 | 4 | 0 |
| 病 院 局 | 3 | 3 | 3 | 0 |
| 教 育 委 員 会 | 51 | 51 | 22 | 29 |
| 警 察 本 部 | 12 | 12 | 5 | 7 |
| 委 員 会 等 | 3 | 3 | 3 | 0 |
| 県 議 会 事 務 局 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 協 議 会 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 合 計 | 194 | 194 | 144 | 50 |

エ 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 山田 次彦
 同 井上 耐子
 同 中尾 享
 同 湯原 俊二

(2) 監査結果

ア 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の収入事務、支出事務及び契約事務について不適正なものがあつたので、イの実施状況に記載のとおり指摘し、改善するよう求めた。

また、次に掲げる事務の処理等について改善を要すると認められた事項について文書により指示、注意又は指導を行った。

(ア) 収入事務

調定漏れ、調定金額の誤り、調定の遅延、未収金の増加、督促状発行の漏れその他の収入事務手続の不適正

(イ) 支出事務

報償費等の支出時期の遅延、資金前渡精算の遅延その他の支出事務手続の不適正

(ウ) 契約事務

随意契約の理由の不適正、契約の遅延、契約書の記載内容の不備その他の契約事務手続の不適正

(エ) 補助金等事務

交付申請及び交付決定の遅延、実績報告書の徴取の遅延その他の補助金等に係る事務処理の不適正

(オ) 財産管理事務

公有財産に係る事務手続終了報告の未提出、報告の遅延その他の財産管理事務処理の不適正

イ 実施状況

(ア) 防災監

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|---------------|------------|---------|
| 防 災 危 機 管 理 課 | 平成14年9月11日 | 実 地 監 査 |
| 消 防 課 | 平成14年9月4日 | ” |
| 消 防 学 校 | 平成14年7月4日 | 書 面 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかつた。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指導を行った。

(イ) 総務部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|---|------------|---------|
| 総 務 課 | 平成14年9月12日 | 実 地 監 査 |
| 県 民 室 | 平成14年8月19日 | 〃 |
| 広 報 課 | 平成14年8月20日 | 〃 |
| 管 財 課 | 平成14年9月3日 | 〃 |
| 職 員 課 | 平成14年9月5日 | 〃 |
| 財 政 課 | 平成14年9月12日 | 〃 |
| 税 務 課 | 平成14年8月20日 | 〃 |
| 市 町 村 振 興 課 | 平成14年9月11日 | 〃 |
| 国 際 課 | 平成14年8月7日 | 〃 |
| 行 政 監 察 室 | 平成14年8月1日 | 〃 |
| 同 和 対 策 課 | 平成14年9月4日 | 〃 |
| 東 京 事 務 所 | 平成14年5月24日 | 〃 |
| 大 阪 事 務 所 | 平成14年7月19日 | 書 面 監 査 |
| 公 文 書 館 | 平成14年9月12日 | 実 地 監 査 |
| 日 野 総 合 事 務 所 県 民 局 福 祉 保 健 局 農 林 局 県 土 整 備 局 | 平成14年6月11日 | 〃 |
| 中 部 県 民 局 | 平成14年7月19日 | 書 面 監 査 |
| 西 部 県 民 局 | 平成14年4月24日 | 実 地 監 査 |
| 自 治 研 修 所 | 平成14年7月19日 | 書 面 監 査 |
| 東 部 県 税 事 務 所 | 平成14年7月10日 | 実 地 監 査 |
| 中 部 県 税 事 務 所 | 平成14年6月26日 | 〃 |
| 西 部 県 税 事 務 所 | 平成14年7月5日 | 〃 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(ウ) 企画部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-----------|------------|---------|
| 企 画 振 興 課 | 平成14年9月11日 | 実 地 監 査 |
| 情 報 政 策 課 | 平成14年8月20日 | 〃 |
| 交 通 政 策 課 | 平成14年8月8日 | 〃 |
| 統 計 課 | 平成14年8月30日 | 〃 |
| 文 化 振 興 課 | 平成14年8月2日 | 〃 |
| 観 光 課 | 平成14年8月1日 | 〃 |
| 景 観 自 然 課 | 平成14年8月8日 | 〃 |

| | | |
|-----------|------------|---|
| 国民文化祭推進局 | 平成14年8月2日 | 〃 |
| 鳥取空港管理事務所 | 平成14年5月20日 | 〃 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(工) 福祉保健部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|--|------------|---------|
| 福 祉 保 健 課 | 平成14年9月12日 | 実 地 監 査 |
| 障 害 福 祉 課 | 平成14年8月20日 | 〃 |
| 長 寿 社 会 課 | 平成14年9月5日 | 〃 |
| 子 育 て 支 援 課 | 平成14年8月29日 | 〃 |
| 医 務 薬 事 課 | 平成14年8月2日 | 〃 |
| 健 康 対 策 課 | 平成14年8月29日 | 〃 |
| 東部健康福祉センター 東部福祉事務所 鳥取保健所 | 平成14年7月10日 | 〃 |
| 東部健康福祉センター 八頭地域保健福祉部 | 平成14年7月9日 | 〃 |
| 中部健康福祉センター 中部福祉事務所 倉吉保健所 | 平成14年6月26日 | 〃 |
| 西部健康福祉センター 西部福祉事務所 米子保健所 | 平成14年7月5日 | 〃 |
| 福祉相談センター 婦人相談所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 中央児童相談所 | 平成14年5月20日 | 〃 |
| 皆 成 学 園 | 平成14年6月10日 | 〃 |
| 積 善 学 園 | 平成14年3月18日 | 〃 |
| 皆生小児療育センター | 平成14年4月24日 | 〃 |
| 鳥 取 療 育 園 | 平成14年7月12日 | 書 面 監 査 |
| 母 来 寮 | 〃 | 〃 |
| 岩 井 長 者 寮 | 平成14年4月17日 | 実 地 監 査 |
| 倉吉児童相談所 | 平成14年7月12日 | 書 面 監 査 |
| 米子児童相談所 | 平成14年4月24日 | 実 地 監 査 |
| 喜 多 原 学 園 | 〃 | 〃 |
| 保 育 専 門 学 院 | 平成14年7月12日 | 書 面 監 査 |
| 鳥取看護専門学校 | 平成14年4月17日 | 実 地 監 査 |
| 倉吉総合看護専門学校 | 平成14年7月12日 | 書 面 監 査 |
| 精神保健福祉センター | 〃 | 〃 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

結核予防のための精密検診に係る保健所使用料について、調定漏れにより徴収されていないものがあった。(東部健康福祉センター)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(オ) 生活環境部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|---------------------|------------|---------|
| 環 境 政 策 課 | 平成14年9月11日 | 実 地 監 査 |
| 環 境 管 理 推 進 課 | 平成14年8月1日 | 〃 |
| 循 環 型 社 会 推 進 課 | 平成14年8月2日 | 〃 |
| 男 女 共 同 参 画 推 進 課 | 平成14年8月8日 | 〃 |
| 県 民 生 活 課 | 平成14年8月20日 | 〃 |
| 県 民 活 動 推 進 課 | 平成14年8月29日 | 〃 |
| 住 宅 環 境 課 | 平成14年9月3日 | 〃 |
| 衛 生 研 究 所 | 平成14年5月20日 | 〃 |
| 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー | 平成14年6月26日 | 〃 |
| 食 肉 衛 生 検 査 所 | 平成14年6月10日 | 〃 |
| 消 費 生 活 セ ン タ ー | 平成14年7月4日 | 書 面 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、適正な処置をするとともに今後このようなことのないよう事務処理を行われたい。

委員会等の開催に要する経費の支出事務において、欠席者の経費の精算処理が行われていない等不適正なものがあった。(環境管理推進課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(カ) 商工労働部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-------------------|------------|---------|
| 経 済 通 商 課 | 平成14年9月11日 | 実 地 監 査 |
| 経 営 商 業 課 | 平成14年8月19日 | 〃 |
| 市 場 開 拓 課 | 平成14年9月4日 | 〃 |
| 工 業 振 興 課 | 平成14年8月29日 | 〃 |
| 労 働 雇 用 課 | 平成14年9月3日 | 〃 |
| 産 業 技 術 セ ン タ ー | 平成14年4月16日 | 〃 |
| 倉 吉 高 等 技 術 専 門 校 | 平成14年6月10日 | 〃 |
| 米 子 高 等 技 術 専 門 校 | 平成14年6月28日 | 書 面 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(キ) 農林水産部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|--|------------|---------|
| 農 政 課 | 平成14年9月12日 | 実 地 監 査 |
| 市 場 開 拓 課(再 掲) | 平成14年9月4日 | 〃 |
| 経 営 指 導 課 | 平成14年8月1日 | 〃 |
| 生 産 振 興 課 | 平成14年8月2日 | 〃 |
| 畜 産 課 | 平成14年8月7日 | 〃 |
| 耕 地 課 | 平成14年8月20日 | 〃 |
| 農 村 整 備 課 | 平成14年8月29日 | 〃 |
| 林 政 課 | 平成14年9月3日 | 〃 |
| 森 林 保 全 課 | 〃 | 〃 |
| 水 産 課 | 平成14年9月5日 | 〃 |
| 漁 港 課 | 平成14年9月4日 | 〃 |
| 鳥取地方農林振興局 鳥取家畜保健衛生所 | 平成14年7月10日 | 〃 |
| 八頭地方農林振興局 | 平成14年7月9日 | 〃 |
| 倉吉地方農林振興局 倉吉家畜保健衛生所 | 平成14年7月11日 | 〃 |
| 米子地方農林振興局 溝口家畜保健衛生所 | 平成14年7月4日 | 〃 |
| 農 業 大 学 校 | 平成14年6月10日 | 〃 |
| 病 害 虫 防 除 所 農 業 試 験 場 | 平成14年4月17日 | 〃 |
| 園 芸 試 験 場 | 平成14年4月23日 | 〃 |
| 畜 産 試 験 場 | 〃 | 〃 |
| 中 小 家 畜 試 験 場 | 平成14年7月12日 | 書 面 監 査 |
| 大 山 農 地 開 発 局 | 平成14年7月4日 | 実 地 監 査 |
| 林 業 試 験 場 | 平成14年7月9日 | 書 面 監 査 |
| 境 港 水 産 事 務 所 境 港 水 産 物 地 方 卸 売 市 場 | 平成14年4月25日 | 実 地 監 査 |
| 水 産 試 験 場 栽 培 漁 業 セ ン タ ー | 〃 | 〃 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(ク) 土木部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-----------|------------|---------|
| 管 理 課 | 平成14年9月12日 | 実 地 監 査 |
| 道 路 課 | 平成14年8月30日 | 〃 |
| 都 市 計 画 課 | 平成14年9月4日 | 〃 |

| | | |
|---------------|------------|---|
| 河 川 砂 防 課 | 〃 | 〃 |
| 旧中部ダム予定地域振興課 | 平成14年8月7日 | 〃 |
| 空 港 港 湾 課 | 平成14年8月19日 | 〃 |
| 建 築 課 | 平成14年8月8日 | 〃 |
| 鳥 取 土 木 事 務 所 | 平成14年7月10日 | 〃 |
| 郡 家 土 木 事 務 所 | 平成14年7月9日 | 〃 |
| 倉 吉 土 木 事 務 所 | 平成14年7月11日 | 〃 |
| 米 子 土 木 事 務 所 | 平成14年7月4日 | 〃 |
| 姫路鳥取線用地事務所 | 平成14年4月16日 | 〃 |
| 鳥 取 港 湾 事 務 所 | 平成14年5月20日 | 〃 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

最低制限価格を設定すべきでない委託業務の入札において、最低制限価格を設けたため、本来落札とすべき金額で入札した業者を失格とし、高い金額で入札した業者と契約しているものがあった。

(鳥取港湾事務所)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(ケ) 出納局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|---------|------------|---------|
| 出 納 局 | 平成14年8月19日 | 実 地 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

(コ) 企業局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-----------|------------|---------|
| 企 業 局 | 平成14年7月15日 | 実 地 監 査 |
| 東 部 事 務 所 | 〃 | 〃 |
| 中 部 管 理 所 | 〃 | 〃 |
| 西 部 事 務 所 | 平成14年7月5日 | 〃 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(サ) 病院局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|---------|------------|---------|
| 病 院 局 | 平成14年7月15日 | 実 地 監 査 |

| | | |
|---------|------------|---|
| 中 央 病 院 | " | " |
| 厚 生 病 院 | 平成14年7月11日 | " |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(シ) 教育委員会

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|----------------------------------|------------|---------|
| 総 務 福 利 課 | 平成14年9月12日 | 実 地 監 査 |
| 小 中 学 校 課 | 平成14年8月2日 | " |
| 高 等 学 校 課 | 平成14年8月8日 | " |
| 生 涯 学 習 課 | 平成14年8月19日 | " |
| 同 和 教 育 課 | 平成14年8月7日 | " |
| 文 化 課 | 平成14年8月30日 | " |
| 体 育 保 健 課 | " | " |
| 教 育 研 修 セ ン タ ー | 平成14年7月10日 | 書 面 監 査 |
| 生 涯 学 習 セ ン タ ー | " | " |
| 函 書 館 | 平成14年4月12日 | 実 地 監 査 |
| 博 物 館 | 平成14年7月10日 | 書 面 監 査 |
| 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー | 平成14年7月9日 | 実 地 監 査 |
| ス ポ ー ツ セ ン タ ー | 平成14年4月12日 | " |
| 鳥 取 東 高 等 学 校 | 平成14年7月10日 | 書 面 監 査 |
| 鳥 取 西 高 等 学 校 同 附 属 久 松 幼 稚 園 | 平成14年4月12日 | 実 地 監 査 |
| 鳥 取 商 業 高 等 学 校 | 平成14年7月11日 | 書 面 監 査 |
| 鳥 取 工 業 高 等 学 校 | " | " |
| 鳥 取 西 工 業 高 等 学 校 | 平成14年4月12日 | 実 地 監 査 |
| 鳥 取 農 業 高 等 学 校 | 平成14年7月11日 | 書 面 監 査 |
| 鳥 取 湖 陵 高 等 学 校 | 平成14年7月10日 | " |
| 岩 美 高 等 学 校 | " | " |
| 八 頭 高 等 学 校 | " | " |
| 智 頭 農 林 高 等 学 校 | 平成14年4月16日 | 実 地 監 査 |
| 青 谷 高 等 学 校 | 平成14年7月11日 | 書 面 監 査 |
| 倉 吉 東 高 等 学 校 | 平成14年4月23日 | 実 地 監 査 |
| 倉 吉 西 高 等 学 校 | 平成14年7月10日 | 書 面 監 査 |
| 倉 吉 農 業 高 等 学 校 | 平成14年4月23日 | 実 地 監 査 |
| 倉 吉 産 業 高 等 学 校 | 平成14年7月10日 | 書 面 監 査 |
| 倉 吉 工 業 高 等 学 校 | " | " |
| 由 良 育 英 高 等 学 校 | 平成14年6月26日 | 実 地 監 査 |
| 赤 碓 高 等 学 校 | 平成14年7月10日 | 書 面 監 査 |

| | | |
|------------|------------|------|
| 米子東高等学校 | 〃 | 〃 |
| 米子西高等学校 | 平成14年6月12日 | 実地監査 |
| 米子高等学校 | 平成14年7月11日 | 書面監査 |
| 米子南高等学校 | 平成14年6月12日 | 実地監査 |
| 米子工業高等学校 | 平成14年7月11日 | 書面監査 |
| 淀江産業技術高等学校 | 〃 | 〃 |
| 境高等学校 | 〃 | 〃 |
| 境水産高等学校 | 平成14年4月25日 | 実地監査 |
| 境港工業高等学校 | 平成14年7月11日 | 書面監査 |
| 根雨高等学校 | 〃 | 〃 |
| 日野産業高等学校 | 〃 | 〃 |
| 日野高等学校 | 〃 | 〃 |
| 鳥取盲学校 | 平成14年7月10日 | 〃 |
| 鳥取聾学校 | 平成14年4月17日 | 実地監査 |
| 鳥取養護学校 | 平成14年3月18日 | 〃 |
| 白兔養護学校 | 平成14年7月10日 | 書面監査 |
| 倉吉養護学校 | 〃 | 〃 |
| 皆生養護学校 | 〃 | 〃 |
| 米子養護学校 | 〃 | 〃 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(ス) 警察本部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-----------|------------|---------|
| 警 察 本 部 | 平成14年8月29日 | 実地監査 |
| 岩 美 警 察 署 | 平成14年3月18日 | 〃 |
| 鳥 取 警 察 署 | 平成14年7月11日 | 書面監査 |
| 郡 家 警 察 署 | 〃 | 〃 |
| 智 頭 警 察 署 | 〃 | 〃 |
| 浜 村 警 察 署 | 〃 | 〃 |
| 倉 吉 警 察 署 | 〃 | 〃 |
| 八 橋 警 察 署 | 平成14年4月23日 | 実地監査 |
| 米 子 警 察 署 | 平成14年4月24日 | 〃 |
| 境 港 警 察 署 | 平成14年7月11日 | 書面監査 |
| 溝 口 警 察 署 | 〃 | 〃 |
| 黒 坂 警 察 署 | 平成14年6月11日 | 実地監査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意又は指導を行った。

(セ) 委員会等

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-----------------|------------|---------|
| 監 査 委 員 事 務 局 | 平成14年9月12日 | 実 地 監 査 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 | 平成14年8月7日 | 〃 |
| 地方労働委員会事務局 | 平成14年8月1日 | 〃 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

(ソ) 県議会議務局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-------------|------------|---------|
| 県 議 会 事 務 局 | 平成14年8月29日 | 実 地 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

(タ) 協議会

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|----------------|-----------|---------|
| 旧中部ダム予定地域振興協議会 | 平成14年8月7日 | 実 地 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

2 監査意見

(1) 防災監

消防団の活性化について(消防課)

消防団は、常設されている消防機関とともに地域防災の一翼を担うべき重要な役割を果たしているが、近年、社会環境の変化もあって団員数が減少している。

については、本来であれば市町村が対応すべきことではあるが、県も市町村と連携して消防団員の適正な人員配置について検討し、不足する場合にはその人員の確保について対策を講じるとともに、消防団を活性化する方策について検討されたい。

(2) 総務部

ア 文書管理の徹底について(総務課・県民室)

補助金交付、契約締結等における事務処理の大幅な遅れ及び交付決定通知、業務委託契約書等における施行日の遡及等文書管理の不適正な事例が多く見受けられた。

このことは、文書管理主任等による文書管理が適正に行われていないことに加え、行政手続法(平成5年法律第88号)及び鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)に基づく標準処理期間が遵守されていないことが要因と考えられる。

については、文書管理の徹底と迅速かつ適正な事務処理について対策を講じられたい。

イ 庁舎敷地内への職員の駐車について(管財課)

県有施設における駐車場の管理等については、県民から厳しい意見が寄せられる等、関心が高まっている。

また、職員に対しては、県庁周辺の未利用地及び総合事務所の一部用地が駐車場として有料で貸し付けられているが、これら以外の地方機関等においては、駐車料金が徴収されておらず、公平な取扱いとはなっ

ていない状況である。

については、公共交通機関の運行状況等の個々に対応を検討する必要があるものの、県民の声を厳正にとらえ、職員が県有地に車両を駐車する場合の財産管理のあり方について検討されたい。

ウ 報償費の支給について(職員課・財政課)

報償費の支給状況について調査を行ったところ、次のような問題点が見受けられたので、それぞれ検討の上改善されたい。

(ア) 非常勤職員に対する報償費の支出について

非常勤職員の、本来業務と考えられる業務に対して、通常の報酬に加えて報償費としてその対価が支給されている事例が見受けられた。

本来業務に対する給付は、報酬として支給することが適当と考えられる。

(イ) 報償費の支給単価について

講演会における講師謝金等の単価は、予算単価及び過去の事例による等、統一されていない状況であり、一定の基準の策定を求める意見が多い。

報償費の支給に当たっては、依頼先の実状を勘案して決定する必要があるものの、基本的な基準を策定する必要があるものと考えられる。

エ 携帯電話等の使用及び管理について(総務課・職員課)

近年、業務の効率的な執行及び緊急時における迅速な対応を図るため、携帯電話等を使用する機会が増加しており、県においても715台が導入されている。

携帯電話の管理は、導入目的等により異なるところであるが、使用時には個人が携帯し、管理することとなり、私的な用務への使用の禁止等については使用者個人のモラルにゆだねられているのが実態である。

については、今後携帯電話の利用はますます増加するものと考えられるところから、導入の実態を把握するとともに、私的な用務への使用を禁止し、緊急時の目的外の使用についての取決めを策定されたい。

オ 職員の意思疎通の充実について(職員課)

組織改革や人事異動が積極的に行われる中で業務を円滑に遂行するためには、職員の意思疎通は従前にも増して重要なことであり、このため職員のメンタルヘルス(心の健康)対策、福利厚生等への取組が行われているところである。

また、職員による不祥事の発生、心の病気により休暇を取得し、又は退職する者が増加しているが、この中には、意思疎通が十分に図られていれば未然に回避できたのではないかと考えられる事案も見受けられる。

については、メンタルヘルス対策及び福利厚生の充実を図るとともに、日頃から、上司と部下の間を始めとする職員の間での意思疎通が図られるよう、なお一層の取組の強化を図られたい。

カ 委託業務の複数年契約の取組について(財政課)

継続して実施することが適当と考えられる業務委託契約等について競争性の確保を図るよう昨年実施した監査の結果に基づく意見において求めたところである。

現在、県庁舎及び総合事務所の清掃作業委託等において債務負担行為による長期継続契約の取組が行われているが、その他の機関については単年度契約で行われている状況である。

施設の規模等により、すべての機関での対応には無理な面があることを考慮した上で、債務負担行為を活用した複数年契約について、全庁的な取組となるよう努められたい。

キ 県税未収金の解消について(税務課)

県税の徴収については、厳しい経済環境の中で徴収の努力がなされ、95.0パーセントと高い徴収率を維持しているものの、前年度に比べ0.32ポイント減少している。

また、徴収対策としてその一翼を担ってきた納税貯蓄組合は、補助金の適正な執行の観点から補助制度の見直しが行われたことに伴い、組合数が激減することが予想されている。さらに、延滞金のみが未納と

なっている者に対しては、その金額が相当高額である者以外は年1回の催告通知が行われているのみで、十分な徴収努力が行われているとはいえない状況である。

については、財源の確保及び負担の公平性の観点からその対策について検討されたい。

(3) 総務部及び企画部共通

県人会との関わり方について(総務課・国内交流推進室)

本県の情報発信や情報収集を県人会(鳥取県の出身者等で組織する会)の協力を得て行うことは、有効な手段である。

県人会は、会員相互の親睦を深めることを主な目的として設立及び運営されている任意の団体であることから、県が同会と関わるに当たって制約があることはやむを得ないものの、その関わり方を明確にし、積極的に関与していく必要がある。

また、県人会は、新規会員の減少、会員の高齢化等により、活動は活発とはいえない状況であるといわれている。

については、人脈形成、情報収集、情報発信等により県行政をより効果的に行うため、主要な地域における県人会との関わり方について明確にするとともに、県人会の活性化についての対策を検討されたい。

(4) 総務部及び出納局共通

債権管理について(職員課・出納局)

平成13年度末の税外未収金は一部に特別な事情があるものの、25億2,251万円と前年に比べ大幅に増加するとともに、次のような問題点が明らかとなった。

(ア) 納期限までに納付しない者に対しては督促することとなっているが、その手続がとられていないものがあつた。

(イ) 延滞金を徴収しないこととする場合は、鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第45号)に基づきやむを得ない理由を認定する必要があるが、その手続が行われてないもの又は不十分なものがあつた。

(ウ) 延滞金を徴収しないこととする場合のやむを得ない理由の認定については、課長の専決又は課長への委任となっているが、その認定に当たって認定の基準についての取扱いが統一されていないものがあつた。

(エ) 貸付金等について、関係政令、借用証書等に基づく違約金等を徴収していないものがあつた。

(オ) 消滅時効が完成しているにもかかわらず、欠損処分を行っていないものがあつた。

については、債権管理を統一的行うための組織体制について検討し、未収金の回収に当たっては、公平負担の原則及び財源確保の観点から、個々の実状を十分把握してきめ細かな対策を講じるとともに、統一した取扱方針を作成すること等により、一層の収入の促進を図り、収入未済の解消及び新たな未収金の発生の防止に努められたい。

また、鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第16号)の適正な運用を徹底するとともに、延滞金の取扱いについての統一的な審査体制についても検討されたい。

(5) 福祉保健部

ア 心身障害者扶養共済制度の運用について(障害福祉課)

心身障害者扶養共済制度の加入者は、掛金を3月以上滞納した場合にはその資格を失うこととされているが、現在、長期滞納者に対する資格喪失の手続がなされていない状況である。

については、相互扶助に基づく共済制度としての信頼を失うことのないよう、制度の厳正な運用に努められたい。

イ 看護職員の育成体制について(医務薬事課)

介護保険制度の導入に伴う福祉施設の増加等を背景に、看護師等の看護職員が不足しており、今後、一層深刻化するものと考えられるので、現在幅広く実施されている看護職員の確保についての対策を継続し及び拡充するとともに、絶対量が不足するとの認識に基づく対応策が必要と考える。

については、看護職員の中期的な需給の見通しを立て、これに対応した養成施設の拡充等官民一体となった看護職員の育成体制について検討されたい。

(6) 生活環境部

市町村の男女共同参画に向けての推進体制の整備について(男女共同参画推進課)

平成13年に策定された鳥取県男女共同参画計画によると、県は、市町村に対して、独自の男女共同参画計画を策定できるように情報提供等を行うことにより、推進体制の整備の促進を支援するとともに連携を図ることとされている。

しかしながら、平成14年に各市町村を対象として実施された調査の結果を見ると、市町村の男女共同参画推進への取組に格差が見られ、推進体制の整備が促進されているとはいえない状況である。

については、市町村が男女共同参画の推進体制を整備できるよう一層努められたい。

(7) 生活環境部及び農林水産部共通

食品の表示の適正化及び安全性の確保について(県民生活課・市場開拓課)

食品の表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等に基づき、原産地等の表示が義務づけられているが、その表示が偽装される等依然としてこれらの法律が遵守されていない状況である。

また、中国産の輸入野菜等から食品衛生法の基準を上回る農薬が検出される等、食品の安全性に対する信頼が失われつつある。

については、県民が食品を安心して食べることができるよう食品表示に対する法律の遵守の徹底を指導するとともに、食品の安全性のチェック体制の充実に努められたい。

(8) 商工労働部

試験研究機関の課題の選定及び研究成果の評価について(産業開発課)

試験研究機関が行う試験研究の課題は、研究者の創造的発想によるもの、農林水産業者、中小企業者等の産業界や一般県民の声を反映したもの等が考えられ、その成果は、地域経済の活性化や県民の生活環境を守るためのものでなければならない。

そのためには、試験研究の課題の選定、研究の成果等に対する外部評価制度を取り入れることにより、その妥当性、効果等について評価し、産業界及び県民の理解を得る必要がある。

については、現在検討中の外部評価制度の本格的な実施に早期に取り組まれたい。

(9) 農林水産部

ア 森林組合に対する随意契約について(林政課・森林保全課)

県営林事業及び治山事業において実施する下刈り、除伐、間伐及び枝打ち作業等については、森林の育成管理上特殊な技能を必要とし、労務者の確保が困難であること等により、地元の森林組合と随意契約により契約を締結し、実施している例が多い。

しかし、契約の締結に当たっては、透明性の確保、競争原理の導入等を図る上から、地元の森林組合以外の業者も含めた競争入札等により実施するよう検討されたい。

イ 県と財団法人鳥取県畜産振興協会の関係について(畜産課)

県は、畜産農家等が収益部門に専念できるよう県下に放牧場を5箇所設置し、財団法人鳥取県畜産振興協会(以下「振興協会」という。)に放牧場を無償で貸し付けて運営を委託するとともに、職員の派遣及び技術支援を行っている。

現在、県においては、放牧場の運営方法、役割、規模等の見直しを進めるとともに、振興協会においても、県からの派遣職員を削減し、協会専従の職員への切替え、経営の健全化等の見直しが計画されている。

しかし、見直し計画の策定が大幅に遅れているので、早急に作業を進められたい。

ウ 鳥取県境港水産事務所と鳥取県境港水産物地方卸売市場の統合について(水産課・鳥取県境港水産事務所・鳥取県境港水産物地方卸売市場)

鳥取県境港水産事務所は県西部地域における水産業振興、漁船登録、漁業取締等に関する事務を、鳥取

県営境港水産物地方卸売市場は市場の管理運営に関する事務を、それぞれ所掌している。

しかし、その組織体制を見ると、境港水産物地方卸売市場の正職員6名はすべて境港水産事務所の職員が兼務しており、また、設置場所も同一施設内であることから、実質的には1つの機関であると考えられ、2つの機関を設置しておく意義が薄いと思われる。

については、効率的な行政組織とするためにも、境港水産事務所と境港水産物地方卸売市場との統合について検討されたい。

エ 鳥取県栽培漁業センター及び財団法人鳥取県栽培漁業協会のあり方について（水産課・鳥取県栽培漁業センター）

鳥取県栽培漁業センター（以下「栽培漁業センター」という。）は、水産動植物の種苗生産、放流配布等を主な所掌業務としているが、財団法人鳥取県栽培漁業協会（以下「漁業協会」という。）に施設設備を貸与し、主要な業務である種苗生産を委託しており、その業務は、実質的には施設管理となっている。

また、同センターの職員4名は水産試験場の職員が兼務している等、栽培漁業センター、水産試験場（栽培漁業部）及び漁業協会について、その業務や組織の違いが分かりにくい上に、同センターの存在意義も薄くなっていると思われる。

については、栽培漁業センターについて、水産試験場との統合も視野に入れて業務及び組織の見直しを行うとともに、漁業協会についても一体的に見直しを行う等、それぞれの機関の業務と組織のあり方について検討されたい。

(10) 農林水産部・県土整備部及び教育委員会共通

埋蔵文化財の発掘調査委託について（農政課・管理課・文化課）

県が発注する埋蔵文化財の発掘調査については、財団法人鳥取県教育文化財団及び市町村に委託されている。

委託に当たっては、県に統一した積算基準がないため、財団法人鳥取県教育文化財団及び各市町村が独自の基準により算定した見積価格で予定価格を設定し、随意契約がなされているところである。

については、県として基準とすべき単価及び歩掛を設定し、設計積算の算定基準の作成を検討されたい。

(11) 農林水産部及び教育委員会共通

学校給食における地産地消の推進について（市場開拓課・体育保健課）

県では、地産地消を推進しているが、地元で生産された農林水産物の学校給食への供給及び流通体制が整備されていないこと等から、平成13年度における学校給食での県内産食材の使用比率は37パーセントと低く、中には、地元産の食材の使用率が0パーセントといった町もみられる。

については、各市町村が、学校給食において地元又は県内で生産された新鮮で安全な食材を供給する体制を整備できるよう、農林水産部と教育委員会が連携して積極的に推進されたい。

(12) 県土整備部

ア 未登記の処理方針について（管理課）

公共事業により取得した用地の登記については、平成13年度に未登記調査を実施し、未登記の筆ごとに分析を行い、処理方策を検討する等、未登記の解消に努力しているところである。

しかしながら、平成14年度の機構改革により、農道関係の事務が農林水産部から県土整備部へ移管されたことに伴い、未登記筆数が大幅に増加している。

については、未登記を解消するための処理方策を明確にし、実施されたい。

イ 由良川広域基幹改良事業の推進について（河川砂防課）

由良川広域基幹改良事業は、昭和63年度から平成30年度までという長期計画であり、平成13年度末の進捗率は42.1パーセントである。

しかし、由良川水系は浸水被害の多発する河川であり、過去30年間において由良川で16回、北条川で3回の浸水被害が発生している。

については、早期に浸水の軽減を行うため、暫定的な断面で掘削を先行する等効率的な事業の施行を検討

されたい。

ウ 鳥取港湾施設等の利用の適正化について（空港港湾課・鳥取港湾事務所）

鳥取港の港湾施設及び関連用地を利用していた業者が多額の使用料等を滞納し、回収が困難な状況であるにもかかわらず、利用を継続させているものが見受けられた。

鳥取港の利用促進を図ることは重要なことであるが、使用料等を納入しない者に対し、継続して使用させることは適正な利用の促進とはいえ、滞納が発生した場合には、許可の取消し等厳正な対応をされたい。

(13) 出納局

外部発注の複写契約について

多量の大型図面のカラーコピー等が外部発注されていた事例が見受けられた。その多くは、1社見積りで処理できる1件当たりの予定価格が20万円未満の随意契約の繰返しにより行われており、競争原理が働いていない状況である。

については、年間の予定数量を基にした単価契約等の競争原理が働く方策について検討し、改善策を各課に対して指導されたい。

(14) 教育委員会

ア 農業実習の計画的な実施について（高等学校課）

県立高校の農業実習特別会計で実施される農業実習において、当初計画した生産品の種類及び数量が実績と大きくかい離しているものが見受けられた。

予算作成時点においては不確定な要素があるものの、前年の実績、市場の動向等を勘案した計画を策定するとともに、その計画に沿った実施が図られるよう努められたい。

イ 学校諸費の取扱いについて（高等学校課）

県立学校では、授業料以外に修学旅行費、教材費、教具費、実習経費等を徴収している。

これらの学校諸費は公費ではないものの、学校職員等が取り扱っている現状を踏まえ、学校諸費が適正な処理及び点検を行う体制の整備等に努められたい。

ウ 鳥取県スポーツセンターのあり方について（体育保健課）

鳥取県スポーツセンター（以下「センター」という。）は、本県におけるスポーツの振興を積極的に推進するため設置され、生涯スポーツの推進と競技力の向上を業務としている。

このうち、競技力向上に係る業務については、財団法人鳥取県体育協会（以下「体育協会」という。）がセンターからの補助事業として行っているが、センターの職員全員が体育協会の職員に併任されており、補助事業にも従事している。

このため、センターで本来行うべき、競技力向上のための研究、相談、指導等の業務及び生涯スポーツの推進のための業務に支障が生じる等しており、現在の人員で両業務を行うには無理がある。

については、センターと体育協会の業務分担及び人員体制の見直しを行う等センターのあり方について検討されたい。

(15) 警察本部

家族協力費等のあり方について

駐在所等の報償費の支給に関する訓令（昭和56年本部訓令第18号）に基づき、駐在所に勤務する警察官の事務を補助した同居の家族に対し、報償費として家族協力費（月額7万1,000円）及び公衆接遇費（月額8,000円）が支給されることとされているが、実際には一律に支給されており、家族の行った業務を確認する記録簿等は作成されておらず、公衆接遇費についても用途は明らかにされていない。

警察官不在時に家族が行った業務については、記録する等して明確にするとともに、公衆接遇費の用途を明らかにすることが、県民の感情に沿うものと考えられるので、その対応について検討されたい。

